(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	41		担当課	環境・ゼロカ ーボン推進課
法令名	土壤汚染対策法	根拠条項	第36条第3項	不利益処	指定調査機関の土壌汚染状況			
				分の種類	調査命令及び方法の改善命令			

土壤污染对策法(平成十四年法律第五十三号)

(土壌汚染状況調査等の義務)

第三十六条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由 がある場合を除き、遅滞なく、土壌汚染状況調査等を行わなければならない。 〔中略〕

[中略]
3 環境大臣等は、前二項に規定する場合において、その指定に係る指定調査機関がその土壌汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に対し、その土壌汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。